

商用ドローン、環境整備 総務省が規制見直し

高画質映像を遠くへ、免許制導入も検討

2015/12/30 2:00 | 日本経済新聞 電子版

総務省は小型無人機ドローン向けの電波規制を全面的に見直す。新たな周波数帯域をドローン用に割り当てると同時に、電波の出力規制も緩和。きめ細かな映像を送ったり遠くまでドローンを飛ばしたりできるようにする。電波を利用する大手事業者には免許制の導入も検討する。ドローンを使う新たなサービスを後押ししつつ悪用も防ぐルールを整える。

12月10日に施行した改正航空法は人口集中地区や空港周辺での飛行を許可制にした。今回の電波規制の見直しはこれに続くルールで総務省は2016年夏にも電波法の省令を改正する。ドローン操作に不可欠な電波の利用に関するルールができることで、ドローン普及と事故防止に配慮した国の制度の大枠が固まる。

ドローン操作には現在、[無線LAN](#) (Wi-Fi) を使っているが、ネット利用の増加で混雑が激しく精細な映像を送りにくい。5.7ギガヘルツ帯や2.4ギガヘルツ帯と呼ぶ周波数帯のうち現在使っていない帯域をドローン専用割り当てる。

ドローン専用の帯域については電波の出力規制も緩める。現在は10ミリワットまでとしており300メートルほど離れた場所にしか画像を送れないが、1ワットまで出力できるようにし5キロメートル程度離れた場所にも送れるようにする。

一連の規制緩和できめ細かな4K映像を素早く送れるようになり、橋や道路の細かいひび割れなども発見しやすくなる。年度内に技術課題を整理し、夏までに新たな周波数を使えるようにする。

一方、新たな帯域を利用してドローンを飛ばす企業に対しては電波法上の免許を取得するよう求めることも検討する。新周波数帯を利用するドローンは目視の範囲を超す。遠くに飛ばすことのできる事業者を絞り込み安全性を確保するための。改正航空法と調和

ドローンを巡る規制

電波法(来年夏にも)では…

- 新周波数帯域を割り当て
→ きめ細かな映像を送りやすく
- 電波の出力規制を緩和
→ 遠くまで飛ばしやすく
- 免許制度の導入を今後検討

改正航空法(12月10日施行)では…

- 事故を防ぐために許可制を導入
→ 東京23区など人口集中地区
(1平方キロメートルあたり4000人以上)
での飛行
→ 空港周辺、150メートル以上の上空
での飛行
- テロなどを防ぐために…
→ 危険物の輸送や物の投下を禁止



した制度作りが必要になりそうで、国土交通省と総務省が協議を進める見通し。

企業などのドローン活用ではネット通販大手の米アマゾン・ドット・コムが国家戦略特区となる千葉市でドローン宅配を検討。ソニーグループも16年からマンション建設の不正をチェックするサービスを始める計画だ。

自治体でも茨城県が産業廃棄物の不法投棄を監視する取り組みを始めるなどドローンの有効活用を試みている。ドローンの利便性を向上させながら安全性も確保するルールが必要になっている。

NIKKEI Copyright © 2015 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。